

# 官報号外 昭和二十五年三月二十一日

## ○第七回 参議院会議録第三十一号

昭和二十五年三月二十日(月曜日)午前 十一時四分開議	○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗 讀を省略いたします。
昭和二十五年三月二十日 午前十時開議	○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗 讀を省略いたします。
第一 簡易生命保険法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院回付)	去る十七日内閣から予備審査のため左 の議案が送付された。
第二 郵便年金法の一部を改正す る法律案(内閣提出、衆議院回 付)	電気事業会社の米国対日援助見返資 金等の借入金の担保に関する法律案 同日本衆議院から予備審査のため左の議 案が送付された。よつて議長は即日こ れを外務委員会に付託した。
第三 郵政省設置法の一部を改正 する法律案(内閣提出、衆議院回 付)	在外公館等借入金整理準備審査会法 の一部を改正する法律案(海外同胞 引揚に関する特別委員長提出) 同日可決した左の内閣提出案は、即日 これを衆議院に送付した。
第四 公团等の予算及び決算の暫 定措置に関する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)(委員長報告)	厚生年金保険法等の一部を改正する 法律等の一部を改正する法律案 郵便局賛法の一部を改正する法律 農業共済再保険特別会計の歳入不足 を補てんするための一般会計から支 給するための一般会計からする繰入 金に関する法律
第五 アルコール専売事業特別会 計から一般会計への納付の特例 に関する法律案(内閣提出、衆 議院送付)(委員長報告)	同日本衆議院は、左の衆議院提出案を可決 した旨衆議院に通知した。
第六 開拓者資金融通法の一部を 改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)	医療法の一部を改正する法律案 同日本衆議院は、衆議院送付の左の内閣提 出案を可決した旨衆議院に通知した。

参議院議員油井賢太郎君提出度量衡

の一部を改正する法律案

昭和二十五年三月三十一日

器の検査に関する質問に対する答弁  
書

同日委員長から左の報告書を提出し  
た。

アルコール専売事業特別会計から一  
般会計への納付の特例に関する法律  
案可決報告書

同日議長は左の予備審査のための内閣  
送付案を電力問題に関する特別委員会  
に付託した。

電気事業会社の米国対日援助見返資  
金等の借入金の担保に関する法律案  
同日本衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会  
に付託した。

産業復興公团法の一部を改正する法  
律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足  
を補てんするための一般会計からす  
る繰入金に関する法律案

厚生委員会請願審査報告書第一号

農業共済再保険特別会計の歳入不足  
を補てんするための一般会計からす  
る繰入金に関する法律案

厚生委員会請願特別報告第一号

農業共済再保険特別会計の歳入不足  
を補てんするための一般会計からす  
る繰入金に関する法律案

厚生委員会陳情特別報告第一号

農業共済再保険特別会計の歳入不足  
を補てんするための一般会計からす  
る繰入金に関する法律案

厚生委員会請願特別報告第二号

農業共済再保険特別会計の歳入不足  
を補てんするための一般会計からす  
る繰入金に関する法律案



通産大臣からは、あなたの所属下にあるところの各原局から提出せられたところの二十五年度の電力の需用量と、それからあなたの管轄下にあるところの発電所で二十五年度に発生し得る電力の見通し等について特に細かい説明

を求めます。

又安本長官に対しても、割当方針についてできるだけ詳細な説明を求め、尙第一・四半期の割当については、これはもう四月一日から直接影響があるのであるから、どういう方針の下にどういうことをやつたかということを説明願いたい。或いは両大臣とも、事は関係方面と折衝中であるから、ここで説明はできないと言うかも知れない。私はこれは許されない。国会に説明できまいよくなことはない筈である。国会に説明して、国民の声を聞きながら関係方面との折衝を続けることがよいのじやないかと、こういうふうに考える。「その通り」と呼ぶ者あり）くれぐれも、前以て聞いたところの国会の調査権に対して如何なる考え方を持つておるか。これは両大臣の答弁ができないとすれば、常に政府を代表すると称するところの増田官房長官の説明を求める。

尙、増田官房長官は、政府を代表して当参議院の森院の運営委員会においては、発言の中に、今期国会に提出予定の法案の説明をされました。が、今期国会は五

二月二日で終り、その後一月後において半数改選の選挙が行われる。この半数改選の選挙といふものは國の政治の上において甚だ大きなものであるから、成るだけ今期国会は早目に切上げなければならんということを政府を代表して言われている。そうして我々各派の代表もそういうことを要望しておつた。それに対し具体的の答えとして法律案だけで今期国会は止め置く、こういうことがしばらへ言われているのである。然るに聞くところによると、曾て衆參両院の大問題になつたところの石炭国管案以上に国民生活に重大なる影響を與えると思われる電力再編成案に関する法律案が、この月末、即ち三月末になつて提案されようとする。私は五月二日までの会期があるのであるから、五月一日になつて提案されても、それは法律上は問題にならないと思います。併し国会の審議権といふもの政府はどういうふうに考えておられるか。簡単なる條文の訂正とか、施行期日を延ばすとか、いろいろな日切れの法案と違つて、家庭生活にも、産業上にも、殆んど國民の全部に重大なる影響を與えるところの電力再編成の法案を、一ヶ月足らずの間に両院を通過させる。両院で審議して貰うといふことのどちらか。問題は国会の審議権といふ

あるものをどういうふうに考へていいのか。現在でも予算委員会はストップサボつてゐるためである。外から見れば參議院の予算委員会はサボつてゐるように見えようが、予算と税制といつものは切離すことのできない重要な関係がある。」こんなに重要な関係の法律案をさらもまた上程できないよくなっていたらしくの政府だ。会期一ヶ月になつて、而も公式の議運での約束の点から言いますならば、すでに提出期間を一ヶ月も過ぎてゐる今日になつて、国民生活に重要な影響ある法律案を出すということをはつきりと新聞は伝えている。本当に出す氣があるのかないのか。而も田内閣成立以来、昨年十一月までこれ放つてあつた。放任してあつた。そうして昨年十一月になつて電力審議会を開設して、一夜漬の審議をやつた。それに基礎を置いて、池田通産大臣が就任後僅か一週間以内に閣議決定をされ、この間に國政に対する政府の考え方と我々国会の考え方の相違がある。我々はこういふ重要なものは慎重なる審議を要する。政府は極めて簡單に扱おうとしている。これが國政に対するところの考え方の違いである。あるならば、もつと早くこういふ重要な審議頭に申しましたように、「國民のため親切のある政治をやる」という考え方である。これが國政に対する考え方である。」

法案を出して十分に国会を通して國民の声を聞き、國民の要望を国会を通じて政治的上に活かして行かなければならんと、こういふふうに考えている。これに対する増田官房長官の所見を伺いたい。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田勇人君） 門脇議員へ御質問に対しまして、私に対する分をお答え申上げます。

昭和二十四年度の第四・四半期の電力料金並びにその他の事情は只今調査中でござります。もつと早くできると思つておつたのであります。何分にも全国に亘ることでござりまするし、初めての調査で、今暫らくお待ちを願いたいと思います。それまでは二十一年度の電力料金も決まらないと思います。

次に二十五年度の電力の所要量でございますが、大体年間三百四十二億キロワット・アワーを計画いたしております。而して第一・四半期におきましては八十七億キロワット・アワーを計画いたしまして、前年の同期に比べまして、大体一、三%増配できると考えておりますし、又前期に比べまして、一・三月に比べまして、大体二十七、八%の増加を期待いたしております。

尙、電力再編成の問題につきましては、政府は極力急ぎまして、大休私の考えてる線で関係方面との了解もつ

きましたが、ただ公益事業委員会につきまして今折衝を重ねておるのであります。できるだけ早い機会に法案を本国会に提出いたしたいと努力いたしておる次第でございます。

〔国務大臣青木孝義君登壇〕

○国務大臣（青木孝義君） 只今内閣議員から御質問がございましたが、第一点は、かねて電力特別委員会で事務当局がそれべ、第四・四半期の経過について御説明を申上げて、その際に十四日までには二十五年度第一・四半期の分についてもそれべ資料を差上げるようお約束をいたしたそうでござりますが、これは尙現在検討を重ねております。大体只今のところでは水曜日にはその資料がまとまるると存じますので提出するため、お約束した期日に差上げることができるなかつたのであります。お答えを申上げて置きます。

更に新聞等に云々というお言葉がございましたが、その点は別段責任を負うことはできません。勿論私共はかような重要な問題は、特に調査権ある国会の調査権等について十分配慮をいたしまするし、又これらの問題を民主的に決定いたして参りたいという考え方においては、門屋議員のお言葉の通り毛頭その精神において変りはございません。はつきり申上げて置く次第でございます。

但し二十五年度の第一・四半期の電力



(審査報告書は都合により第三十  
六号末尾に掲載)

公団等の予算及び決算の暫定措置  
に関する法律の一部を改正する法  
律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 紫原喜重郎  
参議院議長 佐藤尚武殿

公団等の予算及び決算の暫定措置  
に関する法律の一部を改正する法  
律案

公団等の予算及び決算の暫定措置  
に関する法律の一部を改正する法  
律案

第一條中「国民金融公庫、  
住宅金融公庫、商船管理委員会」  
を加える。

第四條の次に次の一條を加える。  
(予算の通知)

第四條の二 内閣は、公団等の予算  
が国会の議決を経たときは、国会  
の議決したところに従い、主務大  
臣

臣を経由して、直ちにこれを公団  
等に通知する。

2 大蔵大臣は、前項の規定による  
通知があつたときは、会計検査院  
に通知しなければならない。

第五條第一項中「予算が国会の議  
決を経たときは、『』前條第一項の  
規定による通知を受けたときは、』に  
改める。

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の一 公団等は、第四條の二  
第一項の規定による通知を受けた  
予算に基いて、その支拂の原因と  
なる契約その他の行為(以下「支出  
負担行為」という。)による所要額  
及び支拂の所要額について、大蔵  
大臣の定めるところにより、支出  
負担行為又は支拂の計画に関する  
書類を作製し、これを主務大臣を  
経由して大蔵大臣に提出し、その  
承認を経なければならない。

公団等の予算及び決算の暫定措置  
に関する法律の一部を改正する法  
律案

公団等の予算及び決算の暫定措置  
に関する法律の一部を改正する法  
律案

第一條中「国民金融公庫、  
住宅金融公庫、商船管理委員会」  
を加える。

第四條の次に次の一條を加える。  
(予算の通知)

第四條の二 内閣は、公団等の予算  
が国会の議決を経たときは、国会  
の議決したところに従い、主務大  
臣

の外、公団等の予算の執行につい  
て必要な手続その他細目について  
は、大蔵大臣が、主務大臣にはか  
つて定める。

この法律は、公布の日から施行  
し、公団等の昭和二十五年度分の予  
算から適用する。

2 前項の規定により一般会計の歳  
入に納付したときは、その納付し  
た金額に相当するこの会計の固有  
資本の額を減少するものとする。

この法律は、公布の日から施行す  
る。

○黒田英雄君 登壇、拍手

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

アルコール専売事業特別会計から  
一般会計への納付の特例に関する  
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

1 アルコール専売事業特別会計に  
おいて、昭和二十五年度末におけ  
る固定資産及び作業資産の価額の  
合計額が、昭和二十四年度末にお  
ける固定資産及び作業資産の価額

の合計額より減少したときは、そ  
の減少額に相当する金額は、昭和  
二十五年度において、この会計か  
ら一般会計の歳入に納付しなけれ  
ばならない。

2 前項の規定により一般会計の歳  
入に納付したときは、その納付し  
た金額に相当するこの会計の固有  
資本の額を減少するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

○黒田英雄君 登壇、拍手

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

アルコール専売事業特別会計から  
一般会計への納付の特例に関する  
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

アルコール専売事業特別会計から  
一般会計への納付の特例に関する  
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

アルコール専売事業特別会計から  
一般会計への納付の特例に関する  
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

1 アルコール専売事業特別会計に  
おいて、昭和二十五年度末におけ  
る固定資産及び作業資産の価額の  
合計額が、昭和二十四年度末にお  
ける当該資産の価額の合計額より約一億  
四千三百万円減少する見込であります  
ので、その金額をも決算上の一般の益

の予算の移用、流用につきましては、  
大蔵大臣の承認を経ることになつてお  
りますが、經理の適正を期するた  
め、新たに支出負担行為及び支拂の計  
画についても大蔵大臣の承認を経るこ  
ととし、尚、必要ある場合は、大蔵大  
臣が主務大臣と協議して、予算の執行  
に関し、國に準ずる統制を行い得るよ  
うにいたそうとする点であります。

さて、本案審議に当たりましては種々熱  
心な質疑応答ありましたが、これは速  
記録によつて御承知を願います。かく  
り、採決の結果、全会一致を以て原案  
通り可決すべきものと決定をいたした  
のであります。

金約八億五千六百万円と共に、昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付することにいたそうとするのであります。而してこの減少額の相当しまする金額を一般会計に納付しましたときは、その金額に相当する金額だけ、この会計の固有資本の額を減少することにいたそとをするものであります。

さて、本案審議に当たりましても又熱心な質疑応答がありましたが、これは速記録によつて御承知を願いたいと思ひます。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上両案の報告を終ります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。先づ公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔縦員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 縦員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

#### 〔縦員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 縦員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) 日程第六、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。農林委員長補見義男君。

#### 〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
昭和二十五年三月十一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右

昭和二十五年三月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右  
昭和二十五年三月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

付金」を「相当する部分」に改め、同條第五項を削る。

前條の規定による年賦金の支拂時期において、経済情勢が第一條の規定による貸付をした時に比し変動したため、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減しているときは、政府は、命令の定めるところにより、その増減に応じて、その年に支拂うべき年賦金額を増額し、又は減額することができる。

但し、各年に支拂うべき賃付金の年賦金額は、当初の貸付金の額を償還期間の年数で除した額を下る

ことができない。

第六條第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号若しくは第四号」に改め、同條第三項を削る。

第七條を削り、第八條を第七條とし、同條に次の一項を加える。

前二項に規定するもの以外、都道府県開拓審議会に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第九條を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

2 この法律の施行の際現に開拓者

法律第六号)の一部を次のように改

正する。

第三條第一項を次のように改め、

同條第三項中「各年の年賦金のうち元金に相当する部分の合計額が貸付

金の額を各年に償還した年賦金の

合計額が前條第一項本文の規定によ

る年賦金の合計額」に、「相当する貸

#### 〔補見義男君登壇、拍手〕

○補見義男君 開拓者資金融通法の一

部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の状況を御報告申上げます。

先づ法律案の趣旨並びに内容について御説明申上げますと、政府は国内開拓事業を遂行するため未墾地買取を行

い、又開墾につきましては、国膏、県

が、一面、開拓地に入植した者に対し當、補助等の方法によりまして、その実効を図つて参つておるのであります

が、一面、開拓地に入植した者に対しましては、先に昭和二十二年成立いたしました開拓者資金融通法の規定に基

きまして、いわゆる營農資金、住宅資金及び共同施設資金を政府みずから貸付け、開拓地における營農安定の基礎

を與えておるのでございまして、これ

らの資金は爾来毎年継続され、本年度貸付分を累計いたしまして、當農業

四十五億円、住宅資金五億九千万円、

共同施設資金一億六千五百万円、合計五

二億五千万円に達しておる実情であり

ます。而してこれらの資金は一定の据

置期間を含め、二十年の長期、且つ極

度には低利を以て貸付けられ、据置期間

経過後は元利均等賦償の方法によ

ります。改正後の同法の規定によ

る価格の騰落に応じスライドする建

前になつております。従つてその後の米価の変動から申しまして、この年賦金もスライドして相当増加される可能性を生ずるわけでございますが、それでは未だ十分の安定を見ておりません一般開拓者の実際には即しない感みがありますので、今回この点に改正を加え、即ち従来の規定のことく米価の変動にスライドすること止め、経済情勢の変動により、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減したときに、初

め年賦金を増減することとしたぞうとするであります。尙この機会に行政が一般的に著しく増減したときに、初めて年賦金を増減することとしたぞうとするであります。簡素化の方針により、中央開拓審議会を廃止することとしたとしておるのであります。

委員会は本案審議に入るに先立ちまして、先づ政府側から既往の開拓營農の概況について説明を聽取いたしたのであります。それによると、未墾地取得面積は二十四年十二月末現在で約百十六万町歩、うち国有地は六十万町歩、民有地は五十五万町歩であります。開墾面積は二十四年三月末現在で三十五万町歩であります。次に、入植戸数は地元増反関係を除き、昨年十月末現在で累計十七万八千戸、うち二十三年三月末までに累計四万七千戸が離脱いたしております。又既存農家との比較におきましては、開拓地における入植農家の當農は、動力、農機具及び馬、役牛牛等の大畜産は遙かに既存農家に及びませんが、山羊、綿羊、豚等の中畜産は逆に多く、乳牛の



三島 通陽君	寺尾 毅君	田口政五郎君	國務大臣 青木 孝義君
小林米三郎君	鈴木 安孝君	平沼彌太郎君	大藏政務次官 水田三喜男君
岡崎 真一君	黒川 武雄君	池田七郎兵衛君	國務大臣 増田甲子七君
小杉 繁安君	黒川 喜内君	石坂 豊一君	郵政政務次官 坪川 信三君
今泉 政喜君	松野 喜内君	石原幹市郎君	政府委員
黒川 武雄君	佐々木鹿城君	伊東 陸治君	大蔵政務次官 水田三喜男君
小林 勝馬君	藤井 新一君	中川 幸平君	國務大臣 増田甲子七君
廣瀬與兵衛君	新一君	重宗 雄三君	郵政政務次官 坪川 信三君
林屋龜次郎君	幸平君	小串 清一君	政府委員
大隈 信幸君	油井賢太郎君	門屋 盛一君	大蔵政務次官 水田三喜男君
深川榮左エ門君	深川タマエ君	深川タマエ君	國務大臣 増田甲子七君
櫻内 辰郎君	吉田 法晴君	昭和二十五年三月七日	國務大臣 青木 孝義君
田中 利勝君	塚本 重蔵君	厚生委員長 塚本 重蔵	大蔵政務次官 水田三喜男君
岩木 哲夫君	前之園喜一郎君	參議院議長 佐藤尚武殿	國務大臣 増田甲子七君
岩崎正三郎君	淺井 一郎君	多數意見者署名	郵政政務次官 坪川 信三君
天田 謙正君	羽生 三七君	井上なつゑ	政府委員
稻垣平太郎君	松下松治郎君	小杉 イチ	大蔵政務次官 水田三喜男君
下條 勝兵君	山下 義信君	今泉 政喜君	國務大臣 増田甲子七君
水橋 藤作君	千葉 信君	要領書	郵政政務次官 坪川 信三君
大野 幸一君	千田 正君	一、委員会の決定の理由	政府委員
蘆田 芳雄君	川上 嘉君	現行法によれば麻薬及び大麻の取締は、各都道府県の吏員の中から厚生大臣が任命した「麻薬取締員」に司法警察権を與え、これが	國務大臣 青木 孝義君
原 虎一君	米倉 龍也君	の身分關係は都道府県知事に屬し、搜査の指揮の権限は厚生大臣	大蔵政務次官 水田三喜男君
三木 治朗君	岩男 仁藏君	に属する関係上、國の一貫した	國務大臣 増田甲子七君
岡村文四郎君	仁藏君		
西脇大臣			
通商産業大臣			
大蔵大臣			
農林大臣			
森 幸太郎君			

麻薬取締法及び大麻取締法の一部  
を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と認決した。よつて多致意見者の署  
名を附し、要領書を添えて、報告す  
る。

厚生委員長 塚本 重藏  
參議院議長 佐藤尙武殿

藤森 順治  
井上なつゑ 姫井 伊介  
石原幹市郎 小杉 イチ  
今泉 政喜

## 一、委員会の決定の理由

現行法によれば麻薬及び大麻の取締は、各都道府県の吏員の中から厚生大臣が任命した「麻薬取締員」に司法警察権を與え、これが取締を行つてゐたのであるが、その身分關係は都道府県知事に属し、検査の指揮の権限は厚生大臣に属する関係上、國の一貫した

麻薬取締行政は困難な状況にあつたので、本改正案は、これを改め、國の官吏をして麻薬取締行政を行わしめようとするものであつて、時宜に適した措置と認める。

右多數をもつて可決すべきものと認  
決した。よつて多數意見者の署名を  
附し、要領書を添えて、報告する。

通商產業委員長 高橋  
參議院議長佐藤尚武殿 哲

山内 阜郎 宿谷 栄一  
駒井 藤平 境野 清雄

驕井 藤平 城野 清雄  
鎌田 逸郎

による会社として存続させることを趣旨としたものであつて、既に第六回国会の帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案の成立の際予定せられていた措置である占に鑑み概ね妥当なる措置と認められる。

二、事件の利害得失

帝国石油株式会社を商法による会社としたことは当該会社の性格及び運営を民主化し、原油生産の増強に寄與する。

三、費用

別に費用を要しない。

---

審査報告書

地方自治法第五百五十六條第四項の

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に関する承認を求める件

と譲渡した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

通商產業委員長 高橋  
參議院議長佐藤尚武殿 啓

參議院議長佐藤喜作武藏  
多致意見意譽名

一、委員会の決定の理由  
本件は電気試験所の主要業務である電気計器の検定業は九州地主においては僅か福岡支所のみで実施しているのであるが、検定員は数が現在のことろ、設備能力を上回つている情況にあるので、熊本市に支所を設置して電気計器の検定に特に不便を感じている南九州地方の検定を取扱わしめようとするものであつて妥当な措置であると認める。

電気事業に關する講習研究會主催における技術指導による當該地方の電氣事業の進歩發達に資する利益がある。

本件実施に要する費用は差し当り二十五年度予算に計上せられた千八百五十六万六千四百四十円である。

審査報告書

規定に基き、日用品検査所の支所設置に関する承認を求める件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。





内閣委員会陳情審査報告書第  
一號

一議院の會議に付するを要するも  
の。

第七一號 恩給法臨時特例改正  
右の通り審査決定した。よつて報告  
に關する陳情

昭和二十五年三月八日

内閣委員長 河井 弥八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第一號

恩給法臨時特例改正に關する陳情

第七一號 兵庫県川辺郡中谷村

内馬場 野路靜夫外十三名提

出

右一件の陳情は内閣に送付するを要  
するものと審査決定した。よつて別  
紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年三月八日

内閣委員長 河井 弥八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

恩給法臨時特例改正に關する陳情

陳情者 兵庫県川辺郡中谷村内

馬場 野路靜夫外十三名

右の陳情は

第三回国会において、恩給法臨時特  
例が改正され、恩給の増額が表現  
されたが、困難の度を加えている恩  
給受給者の生活を保障するため、國  
家公務員に対する賃金ベース更改の

都度、現受給者の仮ほう給年額もこ  
れと並行して更改する法的処置をと  
ることもに、また、恩給額の不均衡  
を是正されて、受給者の生活維持に  
必要な所得を給與されるよう処置せ  
られたいとの趣旨であつて参議院  
は、願意の大体は妥当なものなりと  
思う。よつて内閣に銳意これが実現  
に努力せられたい。ここに国会法第  
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣總理大臣吉田茂殿

定価一部 六円五十銭  
送料実費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三一印刷  
電話九段五三一官報課  
郵便東京一九〇〇〇官報課